



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（行政管理課） 1

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 13

沖縄県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則（県土・跡地利用対策課） 13

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 15

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 15

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 15

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 16

沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則（女性力・平和推進課） 17

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農地農村整備課） 20

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則の一部を改正する規則（文化振興課） 20

告 示

沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示（総務私学課） 21

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程を廃止する告示（高齢者福祉介護課） 21

訓 令

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 23

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則 23

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 24

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則 25

規 則

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(運用委員会の組織等)

第17条 宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパーク指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、土木建築部港湾課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年沖縄県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

第8条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会の組織等)

第8条 沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(沖縄県都市公園条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県都市公園条例施行規則(昭和53年沖縄県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(首里城公園指定管理者制度運用委員会等の組織等)

第13条 首里城公園指定管理者制度運用委員会、奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会及び都市公園指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に、それぞれ、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

- 4 運用委員会の会議は、それぞれ、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、それぞれ、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、それぞれ、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、それぞれの運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 首里城公園指定管理者制度運用委員会及び都市公園指定管理者制度運用委員会の庶務は土木建築部都市公園課において、奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会の庶務は文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、それぞれ処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が運用委員会に諮って定める。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とする。

第17条中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条第3項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第15条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第9条第2項ただし書」を「第10条第2項ただし書」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3項中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同条を第9条とする。

第7条第3項中「第3条及び第4条」を「第4条及び第5条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第3条第1項第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

- 10 運用委員会の庶務は、商工労働部企業立地推進課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。
別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。
第2号様式中「第3条、第7条関係」を「第4条、第8条関係」に改める。
第3号様式中「第4条、第7条関係」を「第5条、第8条関係」に改める。
第4号様式から第6号様式までの規定中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。
第7号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。
第8号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。
第9号様式及び第10号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。
第11号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式(表)中「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式(裏)中「第15条」を「第16条」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。
第12号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。
第13号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。
(沖縄県公文書館管理規則の一部改正)

第5条 沖縄県公文書館管理規則(平成7年沖縄県規則第50号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第11条ただし書、第15条及び第16条」を「第8条第8項、第12条ただし書、第16条及び第17条」に改める。
- 第18条を第19条とする。
- 第17条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。
- 第16条を第17条とし、第5条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第4条中「第11条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、同条を第5条とする。
- 第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
(沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、総務部総務私学課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表備考3中「第4条第4号ア」を「第5条第4号ア」に改める。

- 第2号様式及び第3号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。
- 第4号様式から第6号様式までの規定中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。
- 第7号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。

(沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年沖縄県規則第6号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「・第35条」を「—第36条」に、「第36条—第40条」を「第37条—第41条」に改める。
- 第3条の見出し中「組織」を「組織等」に改め、同条に次の8項を加える。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 8 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 10 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条から第6条までを次のように改める。

第4条から第6条まで 削除

第40条中「第72条第3項」を「第73条第3項」に改め、同条を第41条とする。

第39条を第40条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第35条中「第70条」を「第71条」に改め、同条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

(沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会の組織等)

第35条 沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、土木建築部住宅課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

第49号様式中「第40条関係」を「第41条関係」に改め、同様式（表）中「第72条」を「第73条」に改め、同様式（裏）中「第72条」を「**第73条**」に改める。

(沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部改正)

第7条 沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則（平成10年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第11条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、土木建築部道路管理課及び都市計画・モノレール課において共同して処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。
第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第5条の」を「第6条の」に改める。
第3号様式及び第4号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「第6条第4項」を「第7条第4項」に改める。
第5号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第7条の」を「第8条の」に改める。
第6号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。
(沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第29条を第30条とする。

第28条第1項中「第21条」を「第22条」に改め、同条第4項中「のうちから互選する」を「の互選により定める」に改め、同条第5項中「運営協議会を代表し、会務を総理する」を「、会務を総理し、運営協議会を代表する」に改め、同条第7項中「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」を「会長が議長となる」に改め、同条第13項を同条第14項とし、同条第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項中「会議」を「運営協議会の会議」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

- 8 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第28条を第29条とする。

第27条中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(平和の礎指定管理者制度運用委員会の組織等)

第27条 平和の礎指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第122号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第13条第3項」を「第14条第3項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、土木建築部海岸防災課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第13条第3項」を「第14条第3項」に改める。

(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第15条第6項」を「第16条第6項」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(運用委員会の組織等)

第3条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式（表）中「第19条第1項」を「第20条第

1項」に改め、同様式(裏)中「第19条」を「**第20条**」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

(沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年沖縄県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、子ども生活福祉部福祉政策課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

(沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年沖縄県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、農林水産部森林管理課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

(沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年沖縄県規則第33号)の一

部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条中「第19条」を「第20条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、環境部環境再生課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

(沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」と

いう。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、文化観光スポーツ部MICE推進課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表第1及び別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

(沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年沖縄県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

第8条中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項及び同条第2項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第12条第3項ただし書」を「第13条第3項ただし書」に改め、同条を第6条とする。

第4条第3項中「第12条第2項ただし書」を「第13条第2項ただし書」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄IT津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄IT津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部ITイノベーション推進課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

(沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年沖縄県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第13条第6項」を「第14条第6項」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、企画部科学技術振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式（表）中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式（裏）中「**第17条**」を「**第18条**」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

(沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、文化観光スポーツ部空手振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

第4号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条第4項」を「第4条第4項」に改める。

第5号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

(沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年沖縄県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、土木建築部都市公園課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年沖縄県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第23条」を「第24条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第15条第6項」を「第16条第6項」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

- 10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。
別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。
第2号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式(表)中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式(裏)中「第20条」を「第21条」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第8号の次に次の1号を加える。

8の2 動物用生物学的製剤交付手数料

別表第1項第262号の次に次の5号を加える。

262の2 マンション管理計画認定申請手数料

262の3 事前確認適合証を添えたマンション管理計画認定申請手数料

262の4 マンション管理計画認定更新申請手数料

262の5 事前確認適合証を添えたマンション管理計画認定更新申請手数料

262の6 マンション管理計画変更認定申請手数料

別表第5項第67号の8の次に次の2号を加える。

67の9 特定自動運行許可申請手数料

67の10 特定自動運行計画変更許可申請手数料

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県土保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県土保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県土保全条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第2号中「こう配」を「勾配」に改める。

第3条第7号及び第5条第2項第2号中「その他」を「その他」に改める。

第6条第1項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第2項中「とくに」を「特に」に改め、同条第3項を削る。

第6条の2中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第7条中「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

第8条中「はつて」を「貼って」に改める。

第10条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 西日本高速道路株式会社

(2) 独立行政法人都市再生機構

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第10条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 公益財団法人沖縄県農業振興公社

(7) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

別表の第1の4中「道路構造令(昭和45年政令第320号)」を「道路構造令(昭和45年政令第320号)」に改め、同表の第2の3中「あつては」を「あつては」に改め、同表の第2の4中「柵」を「柵」に、「塀」を「塀」に改め、同表の第2の7中「こう配」を「勾配」に改め、同表の第4の1中「もつた」を「もつた」に改め、同表の第4の2中「洪水」を「洪水」に改め、同表の第4の5の(3)の表中「急峻」を「急峻」に、「平坦」を「平坦」に改め、同表の第4の6中「洪水」を「洪水」に改め、同表の第4の7中「防災調節池等技術基準(案)(社団法人日本河川協会編)」を「防災調節池等技術基準(案)(社団法人日本河川協会編)」に改め、同表の第4の8の(1)の(イ)中「あつては」を「あつては」に、「リットル」を「リットル」に改め、同表の第4の10中「汚水管渠」を「汚水管渠」に、「あつては」を「あつては」に、「管渠(雨水管渠、庶集管渠等)」を「管渠(雨水管渠、庶集管渠等)」に改め、同表の第4の11中「汚水管渠」を「汚水管渠」に改め、同表の第4の11の(1)中「クッター公式」を「クッター公式」に改め、同表の第4の12の(1)中「暗渠」を「暗渠」に、「よつて」を「よつて」に改め、同表の第4の12の(4)中「当該柵」を「当該柵」に、「すべき柵」を「すべき柵」に、「あつては」を「あつては」に改め、同表の第4の12の(4)の(イ)中「管渠」を「管渠」に改め、同表の第4の12の(4)の(イ)中「こう配」を「勾配」に、「および」を「及び」に、「管渠」を「管渠」に改め、同表の第4の13中「柵」を「柵」に、「もつぱら」を「専ら」に、「あつては」を「あつては」に、「どろだめ」を「泥だめ」に、「管渠」を「管渠」に改め、同表の第4の14の(1)中「あつては」を「あつては」に改め、同表の第4の14の(2)中「標準活性汚泥法」を「標準活性汚泥法」に改め、同表の第5の2中「宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)」の宅地造成に関する工事の技術的基準を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第13条第1項に規定する技術的基準又は同法第31条第1項に規定する技術的基準」に改め、同表の第5の4中「よつて」を「よつて」に改め、同表の第5の5中「および」を「及び」に改め、同表の第5の6の(2)中「もつて」を「もつて」に改め、同表の第5の8中「あつては」を「あつては」に改め、同表の第6中「当たつては」を「当たつては」に、「あつては」を「あつては」に改め、同表の第8の1の(1)の(イ)中「リットル」を「リットル」に改め、同表の第9の1中「先立つて」を「先立つて」に改め、同表の第9の3中「農林省」を「農林水産省」に、「および」を「及び」に改める。

第1号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第2号様式中「ヶ月」を「か月」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第3号様式の2及び第3号様式の3中「あつては法人登記簿謄本」を「あつては登記事項証明書」に改める。

第4号様式中「㊟」を削り、「かつこ」を「括弧」に改める。

第5号様式中「㊟」を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事

㊟

開発行為に関する工事の検査済証

下記により許可した開発行為については、工事の施行が沖縄県県土保全条例第6条第1項(第8条第1項)の規定による開発許可の内容に適合していることを認める。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

第8号様式を削り、第9号様式を第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の第5の2及び第1号様式の改正規定並びに第2号

様式の改正規定（「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。）は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前になされた開発行為の許可申請に係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例別表第2の3」を「条例別表の第2の3」に改める。

第4条中「条例別表第2の4」を「条例別表の第2の4」に改める。

第5条中「条例別表第3の7」を「条例別表の第3の7」に改める。

第7条中「条例別表第5」を「条例別表の第5」に改める。

第8条中「条例別表第6」を「条例別表の第6」に改める。

別表の第5中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号**沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「前2項」を「前3項」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「及び知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項の次に次の1項を加える。

12 第6条の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条の表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。この場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号**沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項の家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第4条に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第11条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第15条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書)

第3条 条例第11条第1項の規定による申出は、表現活動の内容を証するものを添えた本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書（第1号様式）を知事に提出して行うものとする。

(公表しないことができる事項)

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定により公表しないことができる事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認める場合 表現活動の内容の概要又は表現活動を行ったものの氏名若しくは名称
- (2) 表現活動を行ったものの所在が判明しない場合 表現活動を行ったものの氏名又は名称
- (3) 前各号のほか特別な理由があると認める場合 表現活動の内容の概要又は表現活動を行ったものの氏名若しくは名称

(意見陳述の機会の付与)

第5条 条例第11条第3項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与は、知事が口頭による意見陳述を認めた場合を除き、公表に係る表現活動を行ったものに、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与して行うものとする。

2 公表に係る表現活動を行ったものは、意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。

(意見陳述の機会の付与の通知の方式等)

第6条 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見書の提出期限（口頭による意見陳述を認めた場合にあっては、その日時。第8条を除き、以下同じ。）その他必要な事項を意見陳述通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定による公表（同項ただし書及び第4条の規定により表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表しないものに限る。）に係る表現活動を行ったものであって、その所在が判明しないもの（以下この項及び次項において「所在不明者」という。）に意見陳述の機会を付与するときは、意見陳述の機会の付与の通知を、所在不明者に対し意見書の提出期限その他の前項の意見陳述通知書に記載する事項を電子メールその他の適切な方法により通知し、又は知事が必要と認める表現活動の内容の概要並びに意見書の提出期限及び提出先をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することによって行うことができる。

3 意見陳述の機会の付与の通知を前項の規定によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供することによって行う場合においては、同項に規定する事項を閲覧に供した日から2週間を経過したときに、当該通知が所在不明者に到達したものとみなす。

4 意見陳述の機会の付与の通知は、意見書の提出期限の2週間前の日までに行わなければならない。

5 意見陳述の機会の付与の通知を受けたもの（第3項の規定の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書（第3号様式）により申し出ることができる。

6 知事は、前項の規定による申出又は職権により意見書の提出期限を変更したときは、当事者に対し、変

更後の意見書の提出期限を通知しなければならない。

(口頭による意見陳述の記録)

第7条 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければならない。

2 前項の規定により意見陳述を記録する者(次項において「意見記録者」という。)は、当事者が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述調書(第4号様式)を作成しなければならない。

3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等)

第8条 知事は、当事者が正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、口頭による意見陳述の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを要しない。

(審議会の会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 審議会は、条例第11条第1項の申出を行った者又は表現活動を行ったものに対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

(補則)

第13条 第9条から第12条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条から第8条まで及び第11条第2項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申出者 住所

氏名

電話番号

メールアドレス

下記の表現活動は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると思われるので、沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第1項の規定により、表現活動の内容を証するものを添えて申し上げます。

記

1 表現活動が行われた日時及び場所

2 表現活動の内容

3 表現活動を行ったものの氏名又は名称

4 表現活動の対象となった本邦外出身等の氏名又は名称、連絡先等

5 1から4までの内容を証するもの

注意事項

- 1 申出者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 表現活動の内容を証するものは、表現活動を撮影した映像等のデータ、表現活動が公開されているホームページアドレス等とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

意見陳述通知書

様

沖縄県知事

印

沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第3項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、
年 月 日までに意見書を提出してください。

記

予定される公表の内容	
公表の理由	
意見書の提出先	
備考	

注意事項

- 1 意見書には証拠書類等を添付することができます。
- 2 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 3 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 4 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出頭しない場合には、意見がないものとみなします。

第3号様式（第6条関係）

意見陳述期日変更申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

意見書の提出期限の変更を申し出る理由	
提出期限の希望年月日	年 月 日

第4号様式（第7条関係）

意見陳述調書

意見記録者 職名
氏名

- 1 意見陳述の件名
- 2 意見陳述の日時及び場所
- 3 意見陳述に出頭した当事者の氏名及び住所又は名称及び所在地

- 4 当事者の意見陳述の要旨
- 5 証拠書類等の目録
- 6 その他参考となるべき事項

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和52年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表農業基盤整備促進事業の項中 「

100分の9	100分の4.5
--------	----------

」 を 「

100分の7	100分の2.5
--------	----------

」 に改め、同表水利施設整備事業の項中 「

水利区域内農地集積促進型	100分の9	100分の4.5
--------------	--------	----------

」 を 「

農地集積促進型	100分の7	100分の2.5
---------	--------	----------

」 に改め、同表ため池等整備事業の項中 「

100分の8	100分の3.5
--------	----------

」 を 「

100分の8.5	100分の4
----------	--------

」 に改め、同表農地保全整備事業の項中 「

100分の10	100分の5
---------	--------

」 を 「

100分の9	100分の4
--------	--------

」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により土地改良事業計画を定めた土地改良事業に係る分担金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則の一部を改正する規則

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則（令和3年沖縄県規則第79号）の一部を次のように改正する。

表沖縄県平和創造の森公園の項、沖縄県総合福祉センターの項及び沖縄県男女共同参画センターの項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表沖縄コンベンションセンターの項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同表沖縄県立博物館・美術館の項中「沖縄県博物館」を「沖縄県立博物館」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同表沖縄空手会館の項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第172号

沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示

沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成18年沖縄県告示第593号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条、第8条及び第18条」を「第4条、第9条及び第19条」に改める。

第5条第1項中「第15条」を「第16条」に改める。

第15条中「第6条」を「第7条」に改める。

第16条から第18条までの規定中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第19条中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第20条第1項中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に、「第4条」を「第5条」に改める。

第22条中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県告示第173号

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程を廃止する告示

沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程（平成3年沖縄県告示第895号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第23号を次のように改める。

(23) 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、次に掲げる経費の予算執行をすること。

ア 報償費（1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。）

イ 需用費（1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。）

ウ 委託料（1件7,000万円以上の公有財産の購入に係るものに限る。）

エ 工事請負費（1件5億円以上のものに限る。）

オ 原材料費（1件7,000万円以上のものに限る。）

カ 公有財産購入費（1件7,000万円以上のものに限る。）

キ 備品購入費（1件7,000万円以上のものに限る。）

ク 扶助費（1件7,000万円以上の動産の購入に係るものに限る。）

ケ 補償、補填及び賠償金（賠償金に限る。）

コ 投資及び出資金（1件1,000万円以上のものに限る。）

第6条第18号カを次のように改める。

カ 次に掲げる経費の支出負担行為をすること。

(ア) 第5条第23号アからウまで及びオからコまでに掲げる経費

(イ) 工事請負費（1件3億円以上のものに限る。）

第6条の2第18号アを次のように改める。

ア 次に掲げる経費の予算執行及び支出負担行為をすること。

(ア) 委託料（1件500万円以上のものに限り、1件7,000万円以上の公有財産の購入に係るものを除く。）

(イ) 工事請負費（1件5,000万円以上3億円未満のものに限る。）

(ウ) 公有財産購入費（1件1,000万円以上7,000万円未満のものに限る。）

(エ) 備品購入費（1件500万円以上7,000万円未満のものに限る。）

(オ) 負担金、補助及び交付金（1件500万円以上のものに限る。）

(カ) 貸付金（1件500万円以上のものに限る。）

(キ) 補償、補填及び賠償金（1件500万円以上のものに限り、賠償金を除く。）

(ク) 投資及び出資金（1件100万円以上1,000万円未満のものに限る。）

(ケ) 寄付金

第6条の2第18号中イからオまでを削り、カをイとし、キからケまでをウからオまでとする。

第8条第2項第38号中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同項第40号カ中「を決定する」を「（第5条第23号、第6条第18号オ及び第6条の2第18号アに規定する予算執行を除く。）をする」に改め、同号キを次のように改める。

キ 次に掲げる経費の支出負担行為をすること。

(ア) 委託料（1件500万円未満のものに限る。）

(イ) 工事請負費（1件5,000万円未満のものに限る。）

(ウ) 公有財産購入費（1件1,000万円未満のものに限る。）

(エ) 備品購入費（1件500万円未満のものに限る。）

(オ) 負担金、補助及び交付金（1件500万円未満のものに限る。）

(カ) 貸付金（1件500万円未満のものに限る。）

(キ) 補償、補填及び賠償金（1件500万円未満のものに限り、賠償金を除く。）

(ク) 投資及び出資金（1件100万円未満のものに限る。）

(ケ) 繰出金

第9条第1項第3号中「第6条の2第18号アからオまで」を「第6条の2第18号ア」に、「決定する」を「する」に改める。

第9条の2中「第53条第21号」を「第5条第23号」に、「第6条の2第18号アからオまで」を「第6条の2第18号ア」に改める。

別表第2の2中「生物多様性推進監」を「生物多様性推進監
福祉企画監」に改める。

別表第2の3中「行政情報センター室長」を「地域外交室長
行政情報センター室長」に、「北部医療センター整備推進

室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「国民文化際・障害者芸術文化祭推進室長
第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」を

「しまくとぅば普及推進室長
FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長」に改める。

別表第3企画部の表地域・離島課の項統括監専決事項の欄に次の5号を加える。

5 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「人口急減地域特定地域づくり推進法」という。）第3条第3項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合（以下この項において「事業共同組合」という。）の認定をすること。

6 人口急減地域特定地域づくり推進法第5条第3項の規定に基づき、人口急減地域特定地域づくり推進

法第3条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の認定をすること。

- 7 人口急減地域特定地域づくり推進法第9条第2項の規定に基づき、事業共同組合の認定を取り消すこと。
- 8 人口急減地域特定地域づくり推進法第13条の規定に基づき、事業共同組合に必要な措置の命令を発すること。
- 9 人口急減地域特定地域づくり推進法第14条第1項の規定に基づき、事業共同組合に対して、特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずること。

別表第3子ども生活福祉部の表福祉政策課の項統括監専決事項の欄第22号中「並びに第39条第1号」を「、第40条第2項第1号」に改め、「まで」の次に「及び第5号」を加え、同表消費・くらし安全課の項の次に次のように加える。

女性力・平和推進課			1 沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）第11条第1項の規定に基づき、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表すること。
-----------	--	--	--

別表第3商工労働部の表企業立地推進課の項統括監専決事項の欄第3号中「第9条第2項ただし書」を「第10条第2項ただし書」に改め、同欄第4号中「第10条」を「第11条」に改める。

別表第3土木建築部の表住宅課の項統括監専決事項の欄第13号中「第70条」を「第71条」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条に次の2号を加える。

- (12) 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会
- (13) 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条」を削る。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第2項中「うちから互選する」を「互選により定める」に改め、同条第3項中「協議会を代表し、会務を総理する」を「、会務を総理し、協議会を代表する」に改め、同条第5項中「委員の過半数が出席し

なければ開くことができない」を「会長が議長となる」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「会議」を「協議会の会議」に、「会長」を「議長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第12条を第13条とする。

第11条中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項及び第2項中「第19条第3項」を「第20条第3項」に、「第12条第2項」を「条例第13条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第15条本文」を「第16条本文」に改め、同条第2項中「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の組織等)

第5条 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則(平成23年沖縄県規則第8号)第2条第1項の規定により文化観光スポーツ部文化振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

別表中「第14条」を「第15条」に改める。

第1号様式から第5号様式までの規定中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第7号様式中「第8条」を「第9条」に、「代表者名 _____ 印」を「代表者名 _____」に、「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第8号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第9号様式及び第10号様式中「第10条」を「第11条」に、「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会の組織等）

第3条 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

第1号様式中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「第3条」を「第4条」に改める。

第4号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第5号様式中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改め、同条第2号中「第21条」を「第24条」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定による沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の委員の任免に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--